

管理者の資格基準（第四十九条—第五十一条）

○久吉ダム水道企業団給水条例

第八章 雜則（第五十二条）
附則

(平成十年三月二十七日)
条例第一号

改正

平成一二年	三月三一日	条例第一号
平成一三年	三月二六日	条例第二号
平成一五年	三月一五日	条例第一号
平成二三年一二月	二日	条例第一号
平成二四年九月二六日	条例第一号	一号
平成三年三月一八日	条例第一号	三号
令和二年九月二十四日	条例第一号	一号
令和三年九月二二日	条例第一号	九号
平成三一年三月から	改正経過を注記した。	

第一条 この条例は、久吉ダム水道企業団水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とする。

(給水区域)

第二条 久吉ダム水道企業団水道事業の給水区域は、久吉ダム水道企業団水道事業設置等に関する条例（昭和五十五年久吉ダム水道企業団条例第二号）第二条第二項に規定する給水区域とする。

(給水装置の定義)

第三条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため企業長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第四条 給水装置は、次の三種とする。

- 一 専用給水装置 一世帯又は一箇所で専用するもの
- 二 共用給水装置 二世帯若しくは二箇所以上で共用するもの

三 私設消火栓 消防用に使用するもの

第二章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第五条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和三十一年法律

第一百七十七号。以下「法」という。）第十六条の二第三項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申込み、その承認を受けなければならない。

（新設等の費用負担）

第六条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。た

だし、企業長が特に必要があると認めたものについては、企業團において費用を負担することができる。

（工事の施行）

第七条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第十六条の二第一

項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を

施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後に企業長の工事検査を受けなければならない。

3 第一項の規定により企業長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の承諾書等の提出を求めることがで

きる。

（給水管及び給水用具の指定）

第八条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メータまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができます。

2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メータまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができます。

3 第一項の規定による指定の権限は、法第十六条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第九条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額と

する。

一 材料費

二 労力費

三 道路復旧費

A [久吉ダム二四]

四 工事雜費

五 諸経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前二項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に企業長が定める。

(工事費の予納)

第十条 企業長に給水装置の工事を申込む者は、設計によつて算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完成後に精算する。

(工事費の分納)

第十一条 前条第一項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、企業長の承認を受けて、分納させることができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第十二条 企業長が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納になつたときとし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第十三条 企業長が施行した給水装置工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、企業長はその給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、企業長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、企業長にその損害を賠償しなければならない。

(分岐引用者に対する措置)

第十四条 給水装置の所有者は、給水を廃止し、又は給水装置を撤去しようとする場合において、当該給水装置から分岐引用者があるときは、あらかじめこれを通知しなければならない。

2 分岐引用者は、前項の通知を受けたときは、直ちにその給水装置の改造その他適宜の処置を講じなければならない。当該処置を講じないときは、水道の使用を廃止したものとみなす。

(給水装置の変更後の工事)

第十五条 企業長は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。この場合において、当該工事に関する費用は、原因者の負担とする。

(第三者の異議についての責任)

第十六条 給水装置の工事に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事の申込者の責任とする。

第三章 給水

（給水の原則）

第十七条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか制限又は停止することがない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても企業団は、その責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第十八条 水道を使用しようとする者は、企業長が定めるところにより、あらかじめ、企業長に申込み、その承認を受けなければならぬ。

（給水装置の所有者の代理人）

第十九条 給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき、又は企業長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

（管理人の選定）

第二十条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、企業長に届け出なければならない。

一 給水装置を共有する者

二 給水装置を共用する者

三 その他企業長が必要と認めた者

2 企業長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、これを変更させることができる。

（水道メーターチの設置）

第二十一条 使用水量は、企業団の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 企業長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。

3 メーターは、給水装置に設置し、その位置は企業長が定める。

4 企業長は、前項の規定に基づいて定めたメーターの位置が管理上不適当となつたときは、これを変更させることができる。この場合において、当該変更に要する費用は、水道の所有者又は使用者の負担とする。

B 「久吉ダム[三〇]」

(メーターの貸与)

第二十二条 メーターは、企業長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は、き損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第二十三条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、企業長に届け出なければならない。

- 1 水道の使用をやめるとき。
- 2 メーターの口径を変更するとき。
- 3 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、企業長に届け出なければならない。

- 1 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
- 2 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- 3 消防用として水道を使用したとき。
- 4 代理人又は管理人に変更があつたとき又は住所に変更があつたとき。

(消火栓の使用)

第二十四条 私設消火栓及び公設消火栓は、消防又は、消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、企業長の指定する企業団職員の立会いを受けなければならない。

（令和二条例一一・一部改正）

(給水装置使用の承継)

第二十五条 前使用者の給水装置を正規の届出がなく使用した者は、前使用者に引き続き使用したものとみなす。

(水道使用者等の管理上の責任)

第二十六条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、企業長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

- 3 第一項の管理義務を怠つたため生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(同居人等の管理上の責任)

第二十七条 水道使用者等は、その家族又は同居人若しくは使用者等の行為についても、この条例に規定する責任を負わなければならぬ。

らない。

(給水装置及び水質の検査)

第二十八条 企業長は、給水装置又は供給する水道水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額

を徴収する。

第四章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第二十九条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者

から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帶責任を負うものとする。
(料金)

第三十条 料金は、別表第一に掲げる基本料金と従量料金の合計額

とする。

(料金の算定)

第三十一条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ、企業長が定めた日をいう。）にメーターの検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があ

るときは、企業長は、定例日以外の日に検針を行うことができ

る。
2 給水装置の使用を中止し、若しくは廃止し、又は第四十三条の規定により給水を停止したときは、前項の定例日によらないことができる。

(使用水量の認定)

第三十二条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、メーターによらないで使用水量を認定することができる。

一 メーターに異常があつたとき。

二 使用水量が不明のとき。

三 共用給水装置により、水道を使用するとき。

四 積雪等検針不能と認められるとき。

(メーター検針が困難な場合の料金の算定)

第三十三条 企業長は、前条に該当し、第三十一条第一項の規定による料金算定が困難な場合は、その使用者の前三か月の平均使用

水量をその月の使用量とみなし、料金を算定することができる。

(無届の場合の料金)

第三十四条 第二十三条第一項第一号の規定による届出がないとき
は、水道を使用しない場合であつても、その料金を徴収する。
(特別な場合における料金の算定)

B 「久吉ダム三一」

第三十五条 月の中途中において水道の使用を開始し、又は使用を止めたときの料金は次のとおりとする。

一 使用水量が、基本水量の二分の一以下で、使用期間が十五日以下の場合は基本料金の二分の一の額

二 使用水量が基本水量の二分の一を超えるときは、又は使用期間が十五日を超えるときは、一ヶ月として算定した額
(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第三十六条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、企業長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用を止めたとき、精算する。
(料金の徴収方法)

第三十七条 料金は、納入通知書又は口座振替等により毎月徴収する。

2 給水装置を中止し、若しくは廃止した場合の料金は、隨時これを徴収する。

(料金誤納の場合の措置)

第三十八条 料金納付後にその金額に増減を生じたときは、その差額を還付し、又は追徴する。ただし、企業長が必要があると認めるとときは、次回徴収の料金に充当し、精算することができる。

(手数料)

第三十九条 手数料は、次の各号の一に該当する者からその申込みがあつたとき、別表第二に掲げる区分により徴収する。ただし、

企業長が特別の理由があると認めたときは、申込後、徴収する」とができる。

一 第七条第一項に規定する指定給水装置工事事業者の指定をするとき。

二 第七条第二項に規定する設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。

三 第七条第二項に規定する工事検査をするとき。

四 第二十四条第二項に規定する私設消火栓の使用の立会いをするとき。

五 各種証明書の交付をするとき。

2 前項の手数料は、特別な理由がない限り還付しない。

(料金の減免又は猶予)

第四十条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金を軽減し、免除し、又はその徴収を猶予することができる。

第五章 管理

(給水装置の検査等)

第四十一条 企業長は、水道の維持管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第四十二条 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)第四条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないと

きは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第十六条の二第三項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

（給水の停止）

第四十三条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- 一 水道の使用者が、第九条の工事費、第二十六条第二項の修繕費、第三十条の料金、又は第三十九条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- 二 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第三十一条第一項の使用水量の計量、又は第四十一条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- 三 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。
- （給水装置の切り離し）

第四十四条 企業長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離しすることができる。

（過料）

第四十五条 企業長は、次の各号の一に該当する者に対し、五万円以下の過料を科すことができる。

- 一 第五条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第十六条の二第三項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- 二 正当な理由なしに、第十五条の給水装置の変更等の工事の施行、第二十二条のメーターの設置、第三十一条の使用水量の計量、第四十一条の検査又は第四十三条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- 三 第二十六条第一項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- 四 第三十条の料金、又は第三十九条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- 五 正当な理由なしに、止水栓を開閉し、又は私設消火栓の封印を破棄した者

（料金を免れた者に対する過料）

B 「久吉ダム三二」

第四十六条 企業長は、詐欺その他、不正の行為によって、第三十条の料金、又は第三十九条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科することができる。

第六章 貯水槽水道

（企業団の責務）

第四十七条 企業長は、貯水槽水道（法第十四条第二項第五号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に關し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。
（設置者の義務）

第四十八条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第三条第七項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第三十四条の二の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。
第七章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

（布設工事監督者を配置する工事）

第四十九条 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第三条第八項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- 一 一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- 二 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

（布設工事監督者の資格）

第五十条 法第十二条第二項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- 三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課

程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上

水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 第一号又は第二号の卒業者であって、学校教育法に基づく大

学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第一号の卒業者にあっては一年以上、第二号の卒業者にあっては二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 外国の学校において、第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規

定による第一次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（平成三一条例三・一部改正）

第五十一条 法第十九条第三項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

一 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

二 前条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第二号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 前条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下

B 「久吉ダム三一」

この号において「専門職大学の前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年以上、同項第三号に規定する学校の卒業者(専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については七年以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 外国の学校において、第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(平成三条例三・一部改正)

第八章 雜則

(委任)

第五十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、第四十五条及び第四十六条に定めるものを除き、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の久吉ダム水道企業団給水条例によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の久吉ダム水道企業団給水条例の規定によりなされた処分、手続その

他の行為とみなす。

附 則 (平成一二年条例第一号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年条例第二号)

この条例は、平成十三年四月一日より施行する。

附 則 (平成一五年条例第一号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年条例第一号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年条例第一号)

この条例は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成三一年条例第三号)

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年条例第一号)

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年条例第二号)

この条例の施行前に行われた技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の久吉ダム水道企業団給水条例第五十条第八号の規定の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則 (令和二年条例第一一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年条例第九号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第30条関係）

料 金 表

区分 種別、口径別	基本料金		従量料金（1月1m ³ につき）				
	水量	料 金	第 1 段	第 2 段	第 3 段		
一般用	13mm	2, 583円	使用水量11m ³ から50m ³ まで 10m ³ まで	280円	使用水量100m ³ をこえるもの 323円		
	20	3, 014					
	25	3, 767					
	30	4, 843					
	40	7, 426					
	50	10, 870					
	75	22, 278					
	100	38, 313					
	公衆浴場用	一般用と同じ					
公設プール用			1 m ³ につき 238円				
	〃		1 m ³ につき 238円				

備考

料金は、この表に基づき算出して得た額と当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別表第2（第39条関係）

手 数 料 表

区分	種別、単位	手 数 料 額				備 考
設計審査	給水装置工事1件につき	口径20mmまで	口径30mmまで	口径50mmまで	口径100mmまで	メーターの口径に応ずる。
		円 2,000	円 3,000	円 8,000	円 12,000	
工事検査	給水装置工事1件につき	円 2,000	円 3,000	円 8,000	円 12,000	
指定給水装置工事事業者	指定申込1件につき					15,000円
私設消火栓の使用立会い	1個1回の放水5分まで					1,000円
	5分を超える1分ごとに					200円
各種証明書	1件につき					200円